

■議案第39号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社あぐり窪川」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町日野地605番地1 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」
指定管理者	四万十町平串284番地1 株式会社あぐり窪川
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」は、町民の健康でゆとりのある生活の向上に寄与するため、健康増進と保養等の活動の促進を図り、あわせて地域間交流その他の用に供する施設として設置したものであり、平成22年4月1日から現在まで、「株式会社あぐり窪川」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定期間中においては、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。